

○ 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規（案）

平成十九年十月三十日

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会（以下「部会」という。）の運営については、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。）及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）に規定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議させる。

一 家畜共済に係る診療点数に関する事項

二 家畜共済に係る葉価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。